

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対照条文  
 ○新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（既存の用途に利用する水銀使用製品）  
 第二条 法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（既存の用途に利用する水銀使用製品）  
 第二条 法第十三条の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 別表の上欄第一号から第五十四号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品
- 三 別表の上欄第一号から第五十四号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの
- 四 （略）

- 一 （略）
- 二 別表の上欄第一号から第五十一号までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品
- 三 別表の上欄第一号から第五十一号までに掲げる水銀使用製品又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの
- 四 （略）

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

水銀使用製品	用途
一～三十三 （略）	
三十四 水銀トリム・ヒール調整装置	船舶の姿勢の制御
三十五～三十八 （略）	
三十九 差圧式流量計	液体の流速又は流量の測定

水銀使用製品	用途
一～三十三 （略）	
（新設）	（新設）
三十四～三十七 （略）	
（新設）	（新設）

四十二～六十二 (略)	四十一 傾斜計	四十 (略)
	傾斜の測定	

三十九～五十九 (略)	(新設)	三十八 (略)
	(新設)	